

米国・カナダ編

【1】 米国：州の製品含有有害物質規制 —— Prop65、SCP プログラム、SPWA プログラムに新展開 **全 16 ページ サンプルのためリンクは消してあります。**

法律/政策の名称	州ごとに対象物質や製品が異なる法律が制定されている。主な法規は各州の項目を参照。
現地語名称	同上
公布/施行日等	同上
カバー期間	2023 年 6 月

このテーマの基礎知識
を簡潔に説明

バックグラウンド情報

■概 要

米国における州レベルの製品含有有害物質規制は、特定の製品における有害物質の含有制限や含有製品の製造／販売の制限、含有情報の届出・ラベル表示といった方法が一般的である。規制対象物質は従来、水銀、鉛、カドミウムなどの重金属が中心だったが、2010 年代に入ると、子ども向け製品に含まれる内分泌かく乱性のフタル酸エステル類やビスフェノール A（BPA）、布・革張り家具などに含まれる難燃剤などに対する懸念が高まり、多くの州で規制法規が制定された。

現在、州レベルの規制で優先的に取り組まれているのはペル／ポリフルオロアルキル物質（PFAS）類である。今回、PFAS に関しては、前項「米国：州の製品含有有害物質規制 —— 主要州の PFAS 規制動向」で州レベルの製品に含有される PFAS 規制に関する最新動向を別途まとめた。詳細はそちらを参照されたい。

■RoHS 関連規定を含む廃電子機器リサイクル法

製品含有有害物質規制のうち、電気電子機器に特化した EU の RoHS 指令に相当する法律は米国には存在せず、2023 年 11 月 30 日現在、25 州で制定されている廃電子機器リサイクル法の一部に関連する規定が盛り込まれているのみである。それらは「RoHS 規定」と呼ばれ、以下の二つのパターンに分けられる。詳細は、各州の法律を参照のこと。

- 1) 重金属に関して RoHS 指令の要件を遵守することを製造者に義務付けるパターン（カリフォルニア、ニュージャージー）と、
- 2) 自社製品が RoHS 指令の要件を遵守しているかどうか、および欧州委員会からその要件の適用除外を承認されているかどうかを明らかにするよう製造者に求めるパターン（インディアナ、ミネソタ、ニューヨーク、ロードアイランド、ウィスコンシン）と

米国の州で制定されている廃電子機器リサイクル法の RoHS 規定

州	条項番号
カリフォルニア	Health and Safety Code, Division 20, Chapter 6.5, Article 10.3, §25214.10
インディアナ	Title 13, IC 13-20.5-1-1, Sec.1(c)6
ミネソタ	Chapter 115A, §115A.1312, Subdivision 2 (b)
ニュージャージー	Title 13, 13:1E-99.101
ニューヨーク	Environmental Conservation Law, Article 27, Title 26, 27-2605 1.(f)
ロードアイランド	23-24.10-9(c)
ウィスコンシン	Chapter 287, §287.17(3)(b)

サンプルのため以下はタイトルのみ示す。

■プロポジション 65

■グリーンケミストリー・アプローチ

表などを使用して分
かりやすく分析

カリフォルニア州とワシントン州の法律の概要（2023 年 11 月末現在）

	カリフォルニア州 グリーンケミストリー法 &SCP 規則	ワシントン州 "Safer Products for Washington"
「消費者向け製品 (consumer products)」の定義	あらゆる目的のために使用される、購入される、または使用目的でリ...	住居用途または商業用途で販売されるもので、コンポーネントパー...
規制プロセス	候補化 ...	あらゆるアイ
規制措置	・消費 ...	による優 ...
規制対象	・TD るフ も用	器（プラ

サンプルのため割愛

本項では、カバー期間中に重要な動きがあったカリフォルニア州の**プロポジション 65**、同じくカリフォルニア州の**SCP プログラム**、およびワシントン州の**SPWA プログラム**に焦点を当てて報告する。

最近の主な動向

半年間の動きを整理

I. カリフォルニア州プロポジション 65

■規制対象物質に関する動き

本レポートのカバー期間中、プロポジション 65 の規制対象物質について見られた主な動きは以下のとおりである。

告示日	毒性	化学物質名	概要
2023 年 6 月 8 日	発がん性	アンチモン（3 価化合物）	2022 年 9 月に告示した発がん性原因物質リスト収載の意図を棚上げ、収載基準を満たしていないと判断
サンプルのため省略			
11 月 17 日	発がん性	コールタールピッチ、フルオロエデナイト線維性角閃石（フルオロエデナイト）、炭化ケイ素ウィスカー	11 月 17 日付けで発がん性原因物質リストに追加

※「無視できるリスクのレベル」（NSRL）：プロポジション 65 の発がん性原因物質に関する曝露警告義務や飲料水源への排出禁止の違法性を判断する際に目安となるレベルで、10 万人が 70 年間の生涯にわたって当該物質にそのレベルでさらされた場合に 1 人ががんを発症する曝露レベルを言う。当該物質への曝露レベルが NSRL 以下であれば、事業者はその物質に関する警告義務や排出禁止の適用を免除されるため、NSRL は「セーフハーバー」レベルと呼ばれている。

サンプルのため以下は見出しのみ示す。

■簡易警告規則の改正に向けた動き

■グリホサートの警告表示をめぐる裁判

II. カリフォルニア州 SCP プログラム

■優先製品に関する動き

(1) トルエン含有ネイル製品の AAT 適合証明に関する基準条項を最終決定

(2) 7 番目の優先製品は「6PPD を含有する自動車両タイヤ」

(3) NPE 含有洗濯用洗剤を優先製品リストに追加する規則案公表

■マイクロプラスチックと PPD 誘導体の候補化学物質リストへの追加提案

■未反応 MDI 含有 SPF システムの規制対応策の提案

- 1) カリフォルニア州の消費者およびユーザーへの製品情報の提供
- 2) 製品の販売前に訓練を義務付ける使用制限の実施
- 3) より安全な代替品の開発に向けた、総額 800 万ドル (1 ドル 150 円換算で約 12 億円) の投資によるグリーンケミストリーおよびグリーンエンジニアリングの発展

III. ワシントン州 SPWA プログラム

■Cycle 2 の優先化学物質の特定

カドミウムおよびカドミウム化合物 クラスの範囲：カドミウムおよびカドミウムを含有する化合物 機能例：汚染物質（機能なし）、プラスチック添加剤（熱・光安定剤、着色剤）、防錆剤 製品例：化粧品、玩具、宝飾品、美術工芸製品、調理器具・台所用品 (kitchen utensils)、衣料品
サンプルのため省略
N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン (6PPD) クラスの範囲：6PPD および関連変換生成物 (6PPD-q) 機能例：劣化防止剤 製品例：タイヤ、その他ゴム製品

■PFAS 含有製品に特化した Cycle 1.5 の規制措置案

製品	暫定的規制措置	根拠
消防用 PPE	ノー・アクション	Cycle 2 で調査等を継続
サンプルのため省略		
ノンスティック加工調理器具およびキッチン用品	報告	PFAS への曝露に対する懸念

今後の展開とスケジュール

カリフォルニア州	簡易警告規則の改正案に対する意見公	2023 年 12 月 20 日
----------	-------------------	------------------

プロポジション 65	募期限	
カリフォルニア州 SCP プログラム	6PPD 含有自動車両タイヤに関する暫定 A る各	2024 年 3 月 29 日
ワシントン州 SPWA プログラム	Cyc • Cycl • 規制措置の決定	2024 年 6 月 1 日

サンプルのため割愛

EnviX 展望と見解

本項では米国の州レベルの製品含有化学物質規制法のうち、弊社が特に重要視している 3 件の法規制的を絞って報告した。

カリフォルニア州プロポジション 65

今回報告した本法の動向のなかで、最も重要なのは、多くの日本企業も使用していると思われる、消費者向け製品の「簡易警告」に関する規則変更の提案である。本件は 2022 年 5 月、法定期限内に策定プロセスを完了することができず、いったん仕切り直しとなったが、およそ 1 年半かけて練られたはずの OEHHA の新たな提案は、問題の根本的な要因、すなわち、「現在使用している警告を変えること自体に対する企業側のかたくなな反対」を打開するものとは言い難く、このままでは前回の二の舞となりかねない。そのような事態を避けるためにも、まずは OEHHA が、可能な限り企業の負担軽減に努めながら、簡易警告を変更する必要性と意義を根気強く説き続けるなどして、少しずつでも企業の理解を得る努力を続けていってくれることに期待したい。

カリフォルニア州 SCP プログラム

本プログラムについて特筆すべきは、やはり、SCP 規則の発効から 10 年目で、ようやく本プログラム初の「規制措置段階への到達」がかなったことだろう。当該優先製品（未反応 MDI を含有する SPF システム）に対する規制内容はもちろん重要だが、製品関連の産業界への影響は限定的と思われる。まずは本プログラムの規制措置段階がどのように実施されるのかを、じっくり観察する必要がある。

また、本プログラムの候補化学物質（CC）リストにマイクロプラスチック（MP）と PPD 誘導体を追加する DTSC の計画は、特に MP がさまざまな製品や産業分野で利用されていることから、関心を寄せる企業も多いのではないだろうか。本プログラムでは、CC リストへの追加がかならずしも規制につながるわけではないが、現在の優先製品の顔ぶれを眺めると、特に人体に直接触れる製品で MP を使用している場合は、この計画の動向に特段の

注意を払う必要がありそうである。いっぽうの PPD 誘導体は、規制対象となったとしても影響を受ける製品は限定的だと考えられる。ただし、本プログラムの 7 番目の優先製品に含有される、同じ PPD 誘導体である 6PPD が連邦の有害物質規制法（TSCA）で規制される可能性が出てきたことから、将来、「連邦法とのからみ」という別の観点から、注目されることになるかもしれない。

ワシントン州 SPWA プログラム

SPWA プログラムに関しては、新たに始まった規制サイクル、とりわけ Cycle 2 で提案されている優先化学物質（クラス）が気にかかる。というのも、当局エコロジー局が提示するそれらの化学物質の製品例には、一般的な消費者向け製品のみならず、工業製品としても使用可能なものも複数見受けられるからである。SPWA プログラムの「消費者向け製品」の定義には「商業用途」で販売されるものも含まれている。2025 年 1 月に予定されている優先消費者向け製品の特定に向け、どのような製品が候補に挙げられるのかが注目される。

その他関連動向

PFAS 含有製品に対する州の含有有害物質規制については、本トレンドレポートの「米国・カナダ編【6】 米国：州の製品含有有害物質規制 —— 主要州の PFAS 含有製品規制の現状」を参照されたい。

【2023.11.30 yb】